

社会福祉法人ありのまま舎役員報酬基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ありのまま舎（以下「法人」という）の役員の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、次の条件を何れも満たす場合をいう
 - ① 当該月における勤務日数の平均が週3日以上
 - ② 当該月における勤務時間の平均が1日6時間以上又は週20時間以上
- (2) 役員とは、法人の定款第17条により定められた理事及び監事をいう
- (3) 報酬等とは、役員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう

(常勤の役員)

第3条 理事長は常勤とすることができる。

- 2 常務理事は常勤とする。

(報酬等の種類)

第4条 常勤役員には、月額報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給することができる。但し職員として俸給を受けている場合で、別表を超えている者には支給できない。尚、別表未満の場合は職員俸給と別表との差額を支給できる。

- 2 非常勤役員は無報酬を原則とするが、評議員会において決定した場合は報酬を支給できる。尚、支給方法については勤務状況に応じて評議員会において決定する。
- 3 第1項の退職慰労金に関し必要な事項は別に定める。

(報酬の区分等)

第5条 常勤役員の報酬は別表「常勤役員月額報酬基準表」を上限とし、評議員会において勤務状況を鑑みて決定する。

- 2 常勤役員の報酬は、その者の実務実績、法人の事業実績等に応じ、前項の規定による年俸額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(通勤手当)

第6条 所定の交通機関を利用して通勤する常勤役員に対しては、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は理事長が別に定めるところにより支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第7条 常勤役員の報酬は、毎月27日(その日が休日にあたる時は、その前日において、その日に最も近い休日でない日)に第5条で定められた額を12で除して得た額(以下、「月額報酬」という。)を支給する。

2 常勤役員の報酬は、法令又は本人の希望に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望により、その者に支給すべき金額の全部又は一部をその者の預金への振込によって支払うことができる。

(新たに常勤役員となった者の月額報酬)

第8条 月の途中において常勤役員に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、当該月については、月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(常勤役員でなくなった者の月額報酬)

第9条 常勤役員が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。

- (1) 辞任又は任期満了により退任したとき
- (2) 解任されたとき

2 常勤役員が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(常勤役員の月額報酬の支給日の特例)

第10条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第7条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(日割計算の方法)

第11条 この規程に定める報酬の日割計算方法は、月額報酬を直近1年間における1月平均所定労働日数(小数点以下第1位未満切捨)で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの実働労働日数を乗じることにより行うものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(財源)

第13条 役員報酬は、本部会計より支出する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、社会福祉法人ありのまま舎役員報酬規程は廃止する。

別 表（常勤役員月額報酬基準表）

区分	年俸額
(1) 週3日以上又は週18時間以上勤務	3,000,000円
(2) 週4日以上又は週24時間以上勤務	3,600,000円
(3) 週5日以上又は週30時間以上勤務	4,800,000円

※二つ以上の区分に該当する場合は最も高額な区分とする。